

紀要

土偶装飾付土器の根本的性質と展開過程.....	瀬口 眞司 (1)
栗太郡の白鳳寺院研究史	宮村 誠二 (19)
蜂屋遺跡出土軒瓦を考える	福井 知樹 (24)
天武朝期における野洲地域出土須恵器の法量分化について —西河原森ノ内遺跡北半包含層を中心として—	遠藤あゆむ (28)
中世成立期の民衆の思想と信仰 —塩津起請文と卒塔婆から—	濱 修 (37)
中世集落における巻数板のあり方について —考古資料の検討から—	木下 義信 (46)
将棋史研究ノート10-2 —日本における博打と将棋の関わり その2—	三宅 弘 (53)
滋賀県行政文書で見る「近江の考古学黎明期」	田井中洋介 (63)
未就学児と歴史系ワークショップについての予察 ...	鈴木 康二 (76)

33

中世成立期の民衆の思想と信仰

一 塩津起請文と卒塔婆から一

濱 修

1. はじめに

塩津港遺跡は平安時代末の港湾都市と神社が有機的に機能していた全国的にも類例のない遺跡である。港は11世紀終わりから12世紀を最盛期に、その後も小規模ながら14世紀末まで機能していた。港は琵琶湖を数種類の土留め工法で大規模に埋め立て、船着き場や棧橋のほか道路や建物を構築している。その埋め立て土からは当時の塩津の繁栄を物語る多様な遺物が大量に出土して、複数の職能集団の存在が窺える（協会2013）。想定できる職能集団は運送業者、造船業、製材業、塗師、鍛冶師、細工師、遊び女などやそれらの集団を取り巻く役人や民衆の姿が浮かび上がり、中世成立期の地方都市の様相をリアルに現わしている。また、神社跡は2時期の遺構がみつかり、古代の神社から中世的神社への変遷がうかがえる、本殿、拝殿などの建物や施設が発掘され、出土遺物では建物部材、五体の神像のほか祭祀遺物、大量の土師皿などが出土している。また500点以上の木簡も出土している（県・協会2019A・安土博2019）。港の繁栄と神社は有機的に関連して、ともに12世紀に最盛期を迎えている。『万葉集』や『延喜式』などの文献史料には古代・中世の塩津の港が多く登場するが、その実態は詳らかでなかった。それが、近年の発掘調査で平安時代末期の港湾都市の実態が明らかになり、同時期に繁栄した神社から出土した木簡から塩津に生活する民衆の意識も解明されることとなった。とりわけ神社から見つかった木簡の多くは起請文木札で、その内容はこれまでの起請文研究史に多数の研究素材をもたらすとともに、当時の民衆の精神構造を解明する重要な史料である。（なお、塩津起請文木札に記された起請文を塩津起請文と称する）そのほかの木簡には文書木簡、卒塔婆、呪符、荷札、海運守護札、権現札、将棋駒など多数にわたる。なかでも起請文木札の多くは、琵琶湖の水運を利用した運送業者の起請文であるが、一般民衆や女性が日常の事件を起請している姿も垣間見られる。塩津起請文は水運業者の関係の起請文として注目されるが、今回はそれ以外の一般民衆の起請文に焦点をあて当時の精神・思想を考察してみたい。また、塩津港遺跡からは大量の卒塔婆が出土している。近年県内の発掘調査で出土している巻数板と卒塔婆の関連についても検討し、中世成立期の信仰と思想を考えてみたい。

2. 塩津起請文の世界

(1) 塩津起請文は誰が何を誓約したのか

塩津起請文は2007年度の発掘調査で出土してから数回の調査を経て、2019年に報告書が刊行されその全体像が明

らかになった。起請文では最も重要な本質にかかわる部分である誓約文である。塩津起請文では文字のほとんどが浮き文字となっており肝心の誓約文の部分が非常に解読困難な木簡が多い。その中でも、「保延三年草部行元起請文」（報告書№F13-346、以下報と略す）は完形品の木札で、墨書が明瞭に残り、記載された内容も明確である。この起請文は塩津起請文がいかなる内容で、何の目的で書かれたのかを表す代表的な起請文である。以下にその全文を掲載する。（紙面の都合上、書式に則つ取らず文章の並び順に列記する、以下同じ）

再拜/誰年次保延三年七月廿九日以請申天判/上界ニハ大梵天王帝釈天衆四大天王下界ニハ王城鎮守八幡大菩薩賀茂上下惣十八大明神別シテハ当国鎮守山王七社コトニハ当所鎮守五所大明神稻懸祝山津明神并若宮三所/惣テハ日本朝中一万三千七百餘所大小神等御前始/驚奉元者草部行元若此負荷内魚ヲ一卷にて毛取なしかして候ハ近ハ/近三日遠ハ七日内行元身上上件神御神罰ヲ八万四千毛口毎加ふるべくと申

内容は「謹んで拝礼します。保延3年（1137）7月29日に天の判断を仰ぎます。上界では梵天・帝釈・四天王、下界では王城鎮守の八幡大菩薩・賀茂上下社、すべての十八大明神、当国近江の日吉山王七社、当地塩津の塩津五所大明神・稻懸祝山・津明神・若宮三所、さらに日本中の一万三千余りの大小の神仏にお誓いします。わたくし草部行元は受負った荷物のうち魚1巻も失くすことはありませんと誓います。もし誓いを破ったならば近くは三日遠くでも七日のうちに、行元の身の体中の八万四千の毛穴から神罰が加わってもかまいませんとお誓いします」である。草部行元は荷主から預かった荷物は魚1巻たりとも無くすことなく、必ず届けることを神仏に誓っている。この誓約文から起請文を誓った草部行元は魚などを運ぶ運業者と思われる。さらに塩津の場所から琵琶湖の水運業者と想定される。

誓約文の内容が大筋で判読できる起請文は30点ほどで、そのうち物品に関する内容が記載されている誓約文は約半数である。誓約文に記載された物品は「御米」「御庄供米」「千僧供米」「佐佐米五頭(斗)」「白米二升」など米に係る語句が9例と最も多く、残りは各1例であるが魚、布、糸、(綿絹)、刀、烏帽子、具足、(塩)など物品に係るものである。誓いの文言の後半は「盗人」「盗取」「取候」「取不取」「若盗取タルヲ不取」「取なしかして候ハ」など「取」「盗」の語句が頻出することから「米や魚を盗まない、盗まれない」と誓っている。「盗む」「取る」などの語句が多く出現することから、物品を安全確実に運

搬することを誓っていると思われる。起請文の起請人は北陸から京の都に運ばれる貢納物のおもに米などを、琵琶湖の水運を利用し運搬する運送業者と思われる。文献史料からも『延喜式』主税上に若狭を除く北陸6国の貢納物が敦賀から塩津に運ばれ、塩津から船で大津に運ぶ運賃が記載されており、塩津には水運業者が存在していたことが分かる。発掘された塩津の港跡は12世紀から13世紀にかけて繁栄した塩津の様相をよみがえらせて、物資の流通が頻繁に行われていたことが推測される。

一方、京～塩津～北陸の物資の流通も忘れてはならない。遺跡から出土した土師器皿や漆器碗は京都系の高級品である。畿内で多く出土する剣頭文の文様を持つ軒平瓦も出土している。京～塩津の物品の流れは、塩津にとどまることなく近江と越前と境をなす深坂峠を越え北陸地方にも流通していたと思われる。それを示す起請文が「保元2年(1157)7月22日藤次主起請文」（報F13-93）である。以下に判読できた誓約文を紹介する。

右天判請元者藤次主烏帽子を塩津房主□□清（追捕）使
之許敦賀へ付便ニ遣間烏帽子二十三内二頭ハ□□□□
□□ニハ内盗了・・・塩津□□□□持来所也・・・

大意は「藤次主なる人物が烏帽子を塩津坊主、追捕使の許可を受けて敦賀に23個を持って行ったが2個を盗まれ・・・塩津に持ち帰ってきたところである・・・」とする内容で、藤次主は烏帽子を盗まれたことに対し塩津坊主が何事か言ったことに対し起請をしていると思われる。ここから読み取れる内容は烏帽子が京の都から塩津に運ばれて、さらに塩津から敦賀に運んだと思われる。物資の動きが京～塩津～敦賀の流れがあったことが読み取れる。主要には北陸～都への貢納物の物流であったたであろうが、京から塩津を経由して北陸各地域に物流があったことも考慮すべきである。

近代まで塩津から日本海の敦賀に向かうには深坂峠を越えていた。峠越えの物資の運送は馬を利用していたと思われる。港跡の造成土から12世紀代の荷札が出土している。「皇后宮御封米/代十石栗毛母馬」と記され、「皇后宮の封戸（給付地）からの貢納米10石の代わりの牝馬1匹」を貢納すると記された荷札である。『万葉集』巻3に笠朝臣金村の歌に「塩津山打ち越え行けば我が乗れる馬そ爪づく家恋ふらしも」とある、馬に乗って深坂峠を越えた和歌が詠われている。当時、塩津～敦賀間の物資や人の運搬には馬が使われていた。

(2) 在地民衆の起請文

誓約文には物品の運搬に関係ない、在地の民衆のものと思われる起請文がいくつか確認できる。1つは「保元2年(1157)8月6日菅原有貞起請文」（報F13-109）である。

請天□/先梵天帝釈天衆閻魔法王五道大神奉始王城鎮
守八幡三所賀茂上下祇園□山住吉等諸大明神殊別山王
権現部類眷属殊當所五所大明神稻懸祝山等諸大明神惣
日本國中一万三千七百余所大小神祇冥道驚申也/右元
者若菅原有貞口表盜取候お不取論申上/件神祇冥道神
罰冥罰及三人身八万四千每毛孔近三日遠七日内罷口及
候口仍請申天判 如件 保元二年八月六日 菅原有貞
（小酒）部□（友） □□

この起請文は菅原有貞など3人が天の判断を請うために、天上界の主要な神仏と王城鎮守神、近江国の山王七社、地元塩津の五所大明神のほか日本中の一万三千七百余の神仏を呼び寄せて誓いを立て、その誓いを破ったら3人のからだの8万4千の毛穴から神罰仏罰を被ってもかまわないと誓いを立てている。

誓いの内容であるが「菅原有貞口表盜取候お不取論申上」とあり、文脈通り訳すと「菅原有貞は口表、盗んでおりません、取っていないと論じ申し上げます」または「口表されているが盗んでおりません、取っていないと論じ申し上げます」となるのか。「口表」は類例がないので判断できないが、報告書では「口表」を「うわさ」と解釈し「盗んだとうわさ（口表）をたてられましたが私は取っていません」としている。辞典には「口裏」はあるが「口表」はない。『広辞苑』では口裏＝口占で、語源は人の言葉を聞いて吉凶を占う事。転じて口ぶりでその人の心中を察することとある。類例がないので判断はできないが、結論は菅原有貞が盗んでいないこと、盗人ではないことを神仏に誓っている。何を盗んだと言われたのかかわからないが、不特定多数から盗人の嫌疑をかけられたことに対して、潔白であると誓う起請文である。菅原有貞たちは起請文に誓約するほど嫌疑をかけられ、「うわさ」が広がったと推測できる。中世社会では盗人と見なされることは在地の共同体から追放され、生活基盤を失い乞食非人に身を落とす事態が生じた。この「うわさ」を否定する場合は起請文に誓うことが最善の策であったのだ。この起請文は菅原有貞ほか2人が名を連ねているが、これらの人物の職業は明らかではなく、物品の運搬に関わる人物か否か判明できない、中世の一般民衆で塩津の在地の人と思われる。

中世の「うわさ」を意味する言葉は「風聞（ふうぶん）」「口遊（くゆう）」「人口（じんこう）」「雑説（ぞうせつ）」「巷説（こうせつ）」「沙汰（さた）」「謳歌（おうか）」など多数ある（酒井1997）。「うわさ」そのものが記される史料は文永10年（1273）頃に「・・・知御うわさの□本にて候・・・」（『金沢文庫』）と、文安6年（1449）頃の若狭国太良庄での大工の「うわさ」として「宝栄僧は3日目に太良庄の大工が東寺の御影堂の鐘を寄進するとの「うわさ」を聞いて、5日目にその大工の家に向いた」（『東寺百合文書』）とする内容である（酒井1999）。中世の「うわさ」は当時の人々の想像を超えた範囲で広がる。

いわゆる「風聞」は風の「うわさ」といわれるように、風に乗ってうわさが広まって、人間の理解を超越した存在を意識せざるを得ない。そこには神が存在すると考えられた。神の力を得た「うわさ」を否定するには神に頼らざるを得ない。『鎌倉遺文』には「風聞」により犯罪人にされた人物が起請文でその「うわさ」を否定する事例もある。平安時代末期にも「うわさ」を否定するには起請文が使われていた。

次の事例は「橘女弟子起請文」（報F13-100）で、年号は記載されている箇所が破損して確認できない。「再拝々々」以下、神仏を勧請する神文が続く。前段の神仏を勧請する神文部分は省略し誓約文以下を引用する。

右事之元者件（之藤）判官氏手取曳て又橘氏女弟子山口判官氏申事（件口ひの候は）/上件勧請之神罰冥罰近者三日遠七日内二八万七千毛口事罰蒙令給/橘女弟子敬白

判読不明な文字が多いので文意は明瞭ではないが、大意は次のようになるだろうか。「（藤）判官氏は橘家の末娘である私の手を曳いたと山口判官氏の申す事は事実ではありませんと橘末娘が謹んで申し上げます。」であろうか。（藤）判官なる人物が橘氏の末娘の手を曳いたことに對し、山口判官が何事か意見したことに対する起請文であろう。橘女弟子は橘家の末娘、（藤）判官と山口判官の2人の判官はいかなる人物か不明である。判官は四等官の官位を持つものであるが、地方では国衙・郡衙の判官（じょう）主典（さかん）クラスの役人であろうが、いちど四等官を経験し人物も判官と称された例もあり現職またはOBの下級役人であろう。この起請文で注目すべき点は第1に先の「菅原有貞起請文」と同じく、物品の運搬に関わる起請文ではないことだ。（藤）判官なるものが娘の手を曳いた点であるが、生娘の手を曳くことは、肉体関係を見すえて女性の強奪を迫ったのではなかろうか。中世説話の「山椒太夫」には国司となった厨子王が素性を隠し、すでに死んでいる姉の安寿の復讐のため、下女となっていた安寿の「従者賀」（じゅうしゃむこ一）下女の婿になると、自分も領主の下人となる制度）となると領主に申し入れた（保立2010）。これは中世の下女が婚姻後も一生領主の支配下に隷属させられたことを示す。さらに、領主は下女の初夜権も持っていたといわれている。また、中世説話集の『御伽草子』の「ものぐさ太郎」では京の清水の辻でもものぐさ太郎は「辻取り」をする（保立1998）。「辻取り」は人通りの多い街の辻で女性を奪い取ってもよいとされた。この話は独り身のものぐさ太郎がいよいよ都を離れ信州筑摩の里に還る時期となり、これまで都の女性の一人とも付合いがないことから宿の主人に相談したところ、宿の主人が言うには「清水寺の大門の前の辻で、男も連れず、輿車にも乗らず、器量の良い女房は奪い取ってもよい」と教えられそれを実行し成功するという説話である。人の集まる神社や寺、市などの周

辺に辻があり、混雑する辻で女性を強奪する「辻取り」がしばしば行われていたようだ。塩津の街にもそうした賑やかな場所があったのであろう。

中世の女性は身分や地位は低いように思えるが「橘女弟子起請文」では橘の末娘は（藤）判官なる人物に、誘惑されようとしたが拒否した気強い様子がうかがえる。第2に注目すべき点は起請人が「橘女弟子」と女性であることだ。次に述べる「（乙）戸女子起請文」にも女性の起請者が出てくる。『平安遺文』や『鎌倉遺文』の起請文を一見したところ、女性の起請人は確認できなかった。これが確実であれば塩津起請文が女性起請人の初例となる。鎌倉時代には女性が「女子分」として土地を分与され、地権者となる史料もあり中世女性の地位の高さを示しているが、すでに成立期の中世社会で起請文に自立した中世女性のすがたが垣間見られる。

第3の事例は「（乙）戸女子起請文」（報F13-147-1）で塩津の街の繁栄と在地の民衆の生きざまがうかがえる起請文である。誓約文は以下のとおりである。

右口之元者（乙）戸女子小熊家ニ来テ南ノ辻ニテ（乙）戸女（絹綿）小熊カふところニテ之（ノヒ候ヒシヲハ）取テモチ候絹見テメヲキ盗取テニテ口口

判読不明な文字が多いが大意は「（乙）戸女である私が小熊家に近い辻で小熊の懷から絹布を盗んだと疑われたが私は盗んでいません」であろうか。この起請文から想像できる点がいくつかある。

- ・塩津に小熊家が存在した事。
- ・塩津に「辻」があった事。
- ・女が独り歩きしていた事。
- ・絹または綿の織物が流通していた事。
- ・懷から物を盗めるほど人物の往来があった事。
- ・大切なものはふところに収納していた事。
- ・頻繁にひったくり、かっぱらいが横行していた事。
- ・嫌疑を晴らすには起請文に頼らざるを得なかった事。
- ・女性でも起請文を書けた事などである。

塩津の「辻」は先にも述べた「ものぐさ太郎」に出てくる辻の賑わいである。塩津の街にも人口が増え家屋が密集し、辻が発達するほど道路が交錯していた。とりわけ、第2期の12世紀後半の神社遺構は本殿の裏手に土橋と門が築かれ、それまで船でしか参拝できなかった神社に気軽に参拝できるようになった。老若男女がこぞって神社に集い、神社はイベント広場の様相を示していたのではなかろうか。ふところに入れた物を盗むたとえば中世後期説話集『宇治拾遺物語』の「大童子鮭ぬすみたる事」に類例がある。内容は「越後から運ばれた鮭を馬で運んでいたところ、京の栗田口付近で頭の禿げた鍛冶屋の見習い男が鮭を2匹盗んで逃げた。追いかけて捕まえたところ、盗んでいないとシラを切るの、服を脱がせたところ、腰に2匹の鮭を吊るし隠していた。」この説話のオチは盗人が裸にされ怒って、

「宮使えの女御やお姫さまの腰にも鮭（サケ）の1つや2つは持っているものだと言ひ放つと、見ていた通行人がどっと笑った・・・」この説話から、当時頻繁に引ったくりが横行していた事、越後の鮭が（塩津を経由し）都に運ばれていた事、大切な物は腰にぶら下げ着物で隠していた事などが分かる。「(乙)戸女子起請文」において(乙)戸女子が小熊の懷から布を盗んだとされる「辻」の存在は、当時の塩津に人々が頻繁に往来する混雑した場所であったことがわかる。

もう一例の民衆に係る起請文は永暦元年（1160）10月8日「穴太武次起請文」（報F13-113）である。誓約文は「武次共具足ヲ取又スソ(参)ニ一斗モ取不取論申者」とある。内容は「具足」と「一斗」の関連不明であるが「武次が又スソに具足を取ったとされるが、一斗も盗っていない」とする。資料を実見した保立道久氏は「又スソ」を中世文書のある「呪詛返し」（保立2010）ではないかと指摘している。呪詛返しとは例えば1人の男をめぐり2人の女（A・B）が奪い合う（三角関係）で、Aの女がBの女を恨んで死んでしまった場合に、Bの女はAの女の恨み（呪詛）が身にかからないように呪詛返しをするのである。この起請文が呪詛返しとすると、「穴太武次が何者かに具足を取ったと呪詛されたが、一・二斗も取っていないと呪詛返しした」であろうか？であるとすると呪詛返しの新しい史料となる。

(3) 起請文の裁判

塩津起請文の多くは預かった荷物を安全確実に届けると誓う起請文で、在地の荘園や封戸から都の領主や権門勢家などへ運搬する内容である。起請した結果は物資が確実に依頼主のもとに届けば、誓約は成就したことになる。物資運搬に関する起請文以外の誓約文では「盗人のうわさを立てられたが盗人ではない」「手を曳かれたがついていかなかった」など、誓約した結果が明確に証明できない場合はどのように白黒を判断したのであろうか。神前で起請文裁判に臨んだ可能性が考えられる。

中世の裁判には「参籠起請」「湯起請」「鉄火起請」「落書起請」などがあり、いずれも神前に起請文の誓いを裁て、事の正否を判断する方法である。湯起請、鉄火起請は相論する両者が神前で、熱湯の中の石をつかみ取る、焼けた斧（鉄片）をつかみ取るなどの神事を行い、火傷の程度が大きかったものやそれを忌避した者が敗訴となる裁判である。落書起請は犯人を特定するため起請文で真実を誓った裁判員が、犯人と思われる人物を壁に書いたり投票したりしてその人数の多い人物が犯人となる裁判である。

参籠起請は相論の当事者は虚偽の申し立てをしていないことを起請させ、7日間や14日間など一定の期間、神社に参籠しその間に「失」（しつ）があるか否かで白黒を判断する方法である。その「失」が文暦2年（1234）の「鎌倉

幕府追加法」（『鎌倉遺文』4784）に定められている。

1. 鼻血を出す事
2. 起請を書いたのちに病になった事
3. 鴉（とび）・鳥の尿をかか事
4. 鼠に衣服をかじられる事
5. 身中から下血する事（ただし、楊枝を用いる時、月水の女および痔病を除く）
6. 重軽服（喪）の事
7. 父子の罪科ができた事
8. 飲食時にむせぶ事（ただし背中を打たれるは失）
9. 乗馬の馬が斃れる事

これらの現象が1つでも参籠の間の起こったなら「失」と判断され、起請文の内容が偽りであったことになる。参籠起請の「失」の条々定めは鎌倉時代の文暦2年（1234）の規定であるが、塩津起請文にその萌芽が隠されているのではなかろうか。「保元2年（1157）8月6日菅原有貞起請文」の誓約文は「盗んだとうわさを立てられましたが私は取っていません」と誓っているが、それをどのように証明したのであろう。盗人でないとする証明は神判が必要である。参籠起請の「失」のように具体的な判定が必要である。塩津起請文の罰文には定型句として「神罰冥罰八万四千毛穴毎近三日遠七日可蒙」とあり、「近くは3日遠くとも7日のうちに神罰を身に被つてもかまいません」と誓っている。罰文の「近三日遠七日」が史料に出てくるのは「永暦元年（1160）八月近江国某厩住人等解」（『平安遺文』3102）が最も古い。塩津起請文には「保延3年（1137）草部行元起請文」にすでに記載されている。「遠くとも7日」の罰文は鎌倉時代の参籠起請の7日間の参籠中に「失」が有るか無いかとする規定に先行する概念で、すでに平安時代末には形つくられていたのではなかろうか。塩津の神社の神前で起請文裁判をしていた可能性もある。

3. 塩津港遺跡出土の卒塔婆

(1) 五大力菩薩の卒塔婆

卒塔婆とはサンスクリット語のストウーパの音写とされ、単に塔婆や塔ということもあり、本来、寺院の仏舎利を納める塔を表す。日本で使われ卒塔婆は塔の五輪形式が墓標として一般化し、木製の板の頭部に五輪塔と同じ空・風・火・水・地を表す刻み目を付け墓標や供養碑としての卒塔婆に変化した。現在使われている卒塔婆は死者の追善供養として祭礼時に墓前に飾られる。中世の卒塔婆の使用例は12世紀代に成立した『餓鬼草子』に、文字の書かれた板碑型の卒塔婆が土を盛り上げた塚の上に立てられた絵巻がある。この時期には卒塔婆は墓に祀られていたことが分かる。

近年、鈴木景二氏は「南無五大力菩薩」と記された札に注目して、五大力は物資運送と呪術に関係する札であると論考している（鈴木2017）。鈴木氏の論を概説すると、五大力菩薩は外界に対する内側の守護という機能から、囲む、

封じるに転じ、秘匿すべき内容を持つ容器にも適応された。中世では木札に呪符として書かれていたが、その後、箱・櫃に書かれ、近世では荷札の裏や手紙の封に記され、物資や手紙の安全輸送の機能を獲得したとしている。そして塩津起請文が物品を運送した起請文であることに着目し、塩津港遺跡出土の「五大力菩薩」の卒塔婆も同様に物品の安全輸送を祈願した呪符であるとし、12世紀後半の最も古い使用例として紹介している。鈴木氏は卓越した考察で塩津港遺跡の物品運搬に関わる起請文木札と近世に荷物の安全輸送の呪符としての機能を獲得した五大力の卒塔婆が12世紀後半には成立しているとしている。塩津港遺跡の五大力菩薩の卒塔婆ははたしてこの時期から物品の安全輸送の呪符として機能していたのであろうか。

まず、塩津港遺跡から出土した五大力菩薩の卒塔婆を全国の遺跡の出土例や文献資料、中世の絵巻物などを参考にその性格を考えてみたい。特に、五大力菩薩の卒塔婆を中心にその類例を調べ、塩津港遺跡の卒塔婆との比較検討を試みる。

(2) 塩津港遺跡の出土の卒塔婆

塩津港遺跡出土の卒塔婆は神社跡の1次調査で44点（県・協会2019A）、神社跡の2次調査（2018年度調査）で13点、港跡の調査で30数点の合計100点近く確認されている。

神社跡は大きく0面・1面・2面からなり、遺構面の時期は0層が近世以降、1面が12世紀中葉から12世紀末、2面が11世紀末から12世紀前葉である。0面の卒塔婆は包含層から出土し、文字はすべて梵字で書かれている。多くの卒塔婆は神社の最盛期である12世紀中葉から12世紀末の第1面の神社跡の四周を圍繞する堀の鳥居外側にある南堀から集中して出土し、さらに、南堀でも参道を挟んで西側の堀、神社本殿を正面にすると左手から8割以上が出土している。この出土状況は起請文木札も同様で、木札や卒塔婆が決められた場所に廃棄（札納め）されていた様子がうかがわれる。下層の第2面では北堀から1点出土しているのみである。神社の堀から卒塔婆が出土することは塩津の神社が神仏習合の色合いが濃い神社であったことが分かる。

卒塔婆の形状は長さが完形品で350～450mmであるが、ほとんどは折れている。幅は30mm前後で、厚さ5mm程度である。頭部は圭頭型で先端部は尖らせる。頭部下には左右からの刻み目が2段ある。本来の卒塔婆は5段の刻み目で五輪を表現しているが、遺跡から出土する卒塔婆と呼ばれる木札は刻み目のないものや、刻み目を2段程度に省略したものが多い。それらも記載されている文字の内容で卒塔婆と判断している。塩津出土の卒塔婆の樹種は9割以上スギである。広葉樹の卒塔婆が2点あるが、1点は断面方形で4面にそれぞれ梵字を記す。もう1点は断面が中空の円形

で、文字はないが頭部に3段の切れ込みを入れ五輪に表現している。近世包含層の卒塔婆は6点中5点がコウヤマキである。コウヤマキは弥生時代の木棺や古墳時代の木製埴輪など葬送用木製品に多く使われていることから、近世の葬送具にもその名残があると考えられる。

文字の判読できるものでは神社跡の1次調査で「南无大日如来」「南无薬師如来」「南无観世音菩薩」2点、「南无妙法連」「南无五大力菩薩（ササ）」（図1-3）などがある。神社の2次調査では「南无大日如来」「南无无量□□」「南无五大力」（図1-2）があり、裏面には文字はない。南无五大力菩薩の卒塔婆は合わせて2点出土している。いずれも神社跡の南堀から出土し、2点の五大力菩薩の卒塔婆のうち1点は南堀の神社正面に向い土橋を挟んで左側（西側）の堀から、もう1点は土橋を挟んで右側（東側）からの出土であり（2018年度2次調査）、ともに年紀を記す起請文木札と供伴して出土していることから12世紀後半の時期である。

港跡はその埋立て土から30数点の卒塔婆が出土している。文字の確認できる卒塔婆は2点ある。2012年度調査で上部は欠損しているが残存長439mmで「□南无薬師如来南无大日如来」と記した卒塔婆が出土している。折れた最上部には文字の痕跡があることから、薬師如来の上にも仏名が記されていたようだ。如来を列記する卒塔婆の例は珍しい。もう1点は「南无仁王般若□」（図1-1）で仁王般若経に関する卒塔婆である。

(3) 絵巻物に描かれた卒塔婆

これらの卒塔婆がどのように使用されていたのであろうか。現代の卒塔婆は先祖供養に墓前に祀られる場合が多い。中世の絵巻物には卒塔婆を描いた風景がいくつかある。12世紀代に成立した『餓鬼草子』の「疾行餓鬼」の段に墳墓の上に立てられ卒塔婆が描かれ、現代の卒塔婆の使用形態と類似している。『一遍上人絵伝』の「淀の上野の踊り屋」では道路脇に背の高い並んだ風景や「兵庫の輪田泊」で海に面した仏堂の脇に大小の卒塔婆が立っている様子が描かれている。周辺に墳墓などないが、これらは死者を追悼するための供養塔であろう。また、『春日権現験記絵』の巻7には河のほとりに立つ身の丈の倍以上ある卒塔婆を眺める市女笠の女性が描かれている。詞書には「五条局がある夜、大きな河のほとりに立つ卒塔婆の夢を見た。卒塔婆には、現世で悪業により生じた重い罪があれば、春日明神・弥勒菩薩が極楽往生させてくれると書かれていた」とある。塩津港遺跡出土の卒塔婆も大きさは異なるが『一遍上人絵伝』や『春日権現験記絵』と同じように使われた可能性もある。当時の民衆が卒塔婆を琵琶湖の湖岸に立ち並び極楽往生を祈願したものであろうか。

(4) 勧請吊りと巻数板

現代の民俗資料に近江地方では湖東地域を中心に勧請吊りの風習がある。集落の入り口などに柱を立て勧請縄を張りそこに勧請札を吊るし、集落の人々がおもに正月8日に1年の安寧・無病息災・家内安全などを書き記し、集落内に悪霊の入り込みを封じる。地域によっては勧請吊りの柱の周りに十二仏を記した小型の卒塔婆を祀る例がある。東近江市柴原南町では柱の根元の周囲に「南無大日如来」「南無薬師如来」「南無観世音菩薩」など12の仏名を書いた卒塔婆を巡らす(西村 2013)。十二仏、十三仏(閏年の場合)があり1年の月を仏で表現したものと思われ、勧請された十二仏は集落によって多少の違いがあるようだ。西村氏は卒塔婆を祀る例を滋賀県内で10数集落あげているが、この十二仏が記された卒塔婆に「南無五大力菩薩」と記した例が東近江市内の2つの集落に存在する。

なお、「巻数板」と「勧請板」の区分であるが巻数板を考古資料とし勧請板を民俗資料とする誤解がある。「巻数(かんじょう)」は奉読した經典名を記した古代の古文書の書式で、それを板に書いたものが巻数板である。巻数板には願主の依頼で經典を転読した内容が記されるが、現代の勧請板にはそれがなく、記載の内容は神仏を勧請し町内安全や五穀豊穰、病魔退散などを願う祈禱札である。それを勧請縄に吊るしたものが勧請札である。般若経や仁王経を転読する札ではない。巻数板と勧請札は厳密には区分されるべきものである。しかし、中世の巻数板が変化し現代に残る勧請板となったのは事実であろう。十二仏などを記載した卒塔婆を周辺に飾る風習も同時に伝わった。それらが地中から出土したら考古資料となる。

(5) 巻数板の出土資料

金沢市堅田B遺跡は鎌倉時代の屋敷地を圍繞する堀跡から般若心経を記した2枚の巻数板が出土している(金沢市 2004)。巻数板には建長3年(1251)と弘長3年(1263)の年号と正月8日の修正会の結願の日が記載されている。1枚の巻数板には仁王般若経などを転読し、大日如来の卒塔婆25本を立てたとする記載がある。同時に出土した卒塔婆には「南無大日如来」のほかに「南無五大力菩薩」の卒塔婆が出土している。

滋賀県内の考古資料としての巻数板な関係する出土例は2例ある。彦根市松原内湖遺跡では元徳3年(1331)1月8日銘の巻数板が集落内の土坑から出土している(図1-5)。横長の板で縦128mm、横278mmで絵馬のような形状で上部には紐で吊るすための穴が左右2対で穿孔されている。表に明瞭な墨痕があり、77文字で記されている(協会 2014・小島 2015)。

奉転読仁王経一座
般若心経十二卷
観世音経十二卷
奉懸灌頂十二流

卒塔婆十二本

右志者為当年行
疫流神等信心大施主
息災延増長福寿
故也仍狀如件
元徳三年正月八日

大法師 敬白

内容は「仁王経一座が般若心経・観世音経をそれぞれ十二巻ずつ転読し、その場には十二流の水(または華・幡)を供え十二本の卒塔婆を立て、はやり病が流行しないように1年の息災延命、増長福寿を願う、私は信心に篤い大施主です。元徳3年(1331)1月8日、大法師 謹んで申し上げます」とする。鎌倉時代の風習で正月8日は修正会の結願の日仁王経や大般若経を転読し家族ら集落の人々の1年の無病息災、子孫繁栄を祈願したものである。それを記した札を集落の門口などに吊るした。現在も湖東地域に多く残る勧請吊りの祭祀の初源的なものといえる。そのほか周辺から「仁王経妙典」と判読できる卒塔婆と判読不明な卒塔婆1点が出土している。この巻数板で注目すべき点は仁王経転読とともに12本の卒塔婆を立てたと記されている点である。仁王経転読とともに卒塔婆を立てると記載した事例は堅田B遺跡から出土した巻数板と同じである。12本の卒塔婆の内容は不明であるが、彦根市賀田山遺跡出土の十二仏木札にそのヒントがある。

彦根市賀田山遺跡出土の「巻数板」とされる木札が土坑から出土している(県・協会 2019B)。14世紀代の土坑から出土している。形状は松原内湖遺跡出土の巻数板とほぼ同様の大きさである。横木取りの板で縦105mm×横297mm×厚さ5mmで上辺中央部に上下に2つの紐吊るし穴がある(図1-6)。墨書は明瞭で縦書きに仏名が記される。上段に「南」の1文字、その下段に横並びに十二の仏名が記される。十二仏は左から「毘沙門天王」「五大力菩薩(ササ)」「普賢菩薩(ササ)」「観世音菩薩(ササ)」「釈迦如来」「大日如来」「薬師如来(この間3仏あり、文字不明)」「延命菩薩(ササ)」「不動明王」が記されている。この木札には転読した經典や願文などの記載はなく、南の1文字と十二仏だけである。注目すべき点はこの十二仏中に本論のテーマである「五大力菩薩(ササ)」が勧請されていることである。この木札は經典転読や願文を記した巻数板とセットとして掲示されていたのではなかろうか。本体の巻数板は別に所在していたと思われ、それに付随する木札と推定できる。「南」と十二仏の記載だけであるから、厳密な意味での巻数板ではなく神仏を呼び寄せる勧請札とすべきであろう。

塩津港遺跡でも巻数板と思われる木札が出土している(図1-4)。2014年度の港跡の調査で横木取りの板で縦(55mm)×横(254mm)×厚さ8mmで、左側と下部は欠損している。右肩部の角は面取りして曲線を描く。上部には

約 160 mm の間隔で 2 つの紐吊るし用の穿孔がある。復元すると形状は松原内湖遺跡や賀田山遺跡出土の木札と類似する。木札の年代は供伴する遺物から 12～13 世紀頃とされる。木札表面には浮き文字が 6 行に 12 文字ほど確認できるが判読は難しい。しかし、1 文字目は明らかに「敬」である。その下に続く文字は明確ではないが文書の冒頭に「敬」があると「敬白」（謹んで申し上げます）と理解してよいであろう。「敬白」の語句は松原内湖遺跡や堅田 B 遺跡の巻数板の文末に記されている。現代の手紙文も最後に敬白（敬具）と記す例は多いが、中世や近世の願文や起請文などの古文書には文書の冒頭に敬白と記す例も多い。塩津港遺跡の港跡から出土した木札は形状や「敬」の文字から巻数板と考えてもよいであろう。巻数板とすれば滋賀県内では 3 例目となる。

(6) 五大力菩薩の出土例

全国から出土した木簡で「南無五大力菩薩」と記された資料を『木簡研究』のデータベースで検索すると 21 件の木簡が報告されている。このうち 14 例が近世の木札である。近世は荷札の表に物資名や屋号、裏に五大力菩薩を記す木簡（伏見城跡・松本城下町跡など）が多い。荷物運送に際し安全を祈願するため五大力菩薩の名を記しているものは、鈴木氏の言う安全祈願札であろう。古代・中世の木簡で五大力の文字がある木簡は滋賀県の塩津港遺跡、賀田山遺跡のほかは数例ある。

仁王会に関連する五大力の記載例は出土品ではないが正倉院に伝わる木簡には天平勝宝 5 年(753) 3 月 29 日に東大寺で行われた仁王会に関する文書を記した木簡がある。木簡は辛櫃(からびつ)に納めた仁王会に使った 51 仏のうち、特に五大力菩薩の名前を書き記し、仏像を覆う敷布の数を記している。五大力菩薩は仁王会の中心となる尊像とされるためであろう。もう一例は姫路市英賀保駅周辺遺跡第 3 地点の井戸から出土した木簡は応永 8 年(1401) から応永 16 年(1409) までの年紀があり、そのなかの仁王経・般若経の転読札には「南無五大力菩薩」が併記されている。数点出土している転読札の一点に冒頭に「敬白」記す応永 16 年(1409) の札がある。

南無五大力菩薩（ササ）

敬白 奉読誦仁王般若波羅蜜經

応永十六年正月八日

この木札は縦 320 mm、横 69 mm の縦長の木札で、中央に釘穴があり形状は塩津港遺跡出土の木札とは異なるが、塩津の港跡から出土している「敬」字の木札も、冒頭に敬白の文字が来る可能性があり、巻数札（転読札）としてもよからう。

静岡市清水区の長崎遺跡では 12 世紀末から 13 世紀初頭の河道から 6 本の卒塔婆が出土しており、この卒塔婆にも下端部に穿孔がある。このうち 2 本に「南無五大力菩薩」

と記されている。周辺に馬の遺体があることから卒塔婆は馬の供養碑とされている。鎌倉市今小路遺跡西遺跡では 13 世紀中期から 14 世紀前期の包含層から卒塔婆が 5 点出土している。5 本の卒塔婆は下端に穿孔があり 5 本 1 組にして、地面に突き刺されていた。その中に「南无五大力菩薩(ササ)」がある。大阪府松原市の観音寺遺跡の 13 世紀末から 14 世紀初頭の井戸から出土した木簡は「蘇民将来子孫」の裏面に「南无五大力菩薩(ササ)」と記されていることから、木簡は呪符に使われていると思われる。福山市草戸千軒町遺跡は中世集落の代表的遺跡で、多数の中世木簡が出土している。その中に不動金剛と仁王般若を表す梵字の下に五大力菩薩の一つである「二龍王吼菩薩/四龍王吼菩薩鬼」の二仏が記された木簡が出土している。木簡は室町時代のもので、報告書では『立正安国論』にある仁王会に際し厄除けのために五大力菩薩の絵を門戸に懸けた例から、出土した木簡も厄除けの呪符として使われたとしている。

古代・中世の木簡資料で見る南無五大力菩薩と記された木簡は正倉院木簡、堅田 B 遺跡、松原内湖遺跡、賀田山遺跡は修正会結願の場で仁王経転読に伴い木札や巻数板に記されともに祀られた木簡で長崎遺跡、今小路遺跡、観音寺遺跡、草戸千軒町遺跡の 4 例は供養碑または呪符に使われていたようだ。このように古代・中世の木簡に記される五大力菩薩は仁王経転読に際し祀られたものが半数で、そのほかは先祖供養や呪符として使われている。

文献での巻数板と五大力菩薩の史料の初見は『日本書紀』の斉明天皇 6 年(660) 5 月朔日の条に仁王会が営まれたことが記載され、「仁王般若波羅蜜經」が詠唱され「五大力菩薩」が懸けられたとある。『春記』の永承 7 年(1052) 4 月 5 日の条に宮廷での仁王会で五大力菩薩像を懸けた記載がある。応永 14 年(1407) の『三国伝記』に「石山寺の如意輪観音は正月 8 日に仁王経を読み灌頂を吊るし、卒塔婆を立てて信仰すれば、七難即滅・七福即生する」とある。仁王経転読に際しては修正会などの場で五大力菩薩の仏画を懸け、また卒塔婆を立てていたようだ。また、鎌倉時代の日蓮『立正安国論』に「五大力の形を図にして、万戸に懸け・・・」とあり、五大力菩薩を戸口などに掲げ厄除けの呪符としても使用している。

このように古代では仁王会は鎮護国家の法会として行われてきたものが、平安時代末になると仁王会自体が寺社での供養法会に変化していく。それに伴い仁王会には必ず懸けられた五大力菩薩の札そのものが独立して呪術的力を持った守り札や卒塔婆の姿で呪術的性格を持ってきたと思われる。

(7) 塩津の五大力木札はどう使われたのか

それでは、塩津港遺跡出土の南無五大力菩薩の卒塔婆はどのように使われたのであろうか。各地から木簡に見る古代・中世の南無五大力菩薩の卒塔婆は、正月 8 日の修正会

の結願日に仁王経や般若経の転読を行い1年の安寧を祈願する際に卒塔婆を祀る例や、呪符として使われる例が多いことが分かった。五大力菩薩の卒塔婆が出土した神社の堀からは「南无大日如来」「南无薬師如来」「南无観世音菩薩」「南无妙法連」などのほか、第2次調査の堀からは「南无大日如□」「南无无量□□」の卒塔婆が出土している。これらはいずれも仁王経転読会で懸られる十二仏に登場する諸仏と考えてよいであろう。五大力菩薩も十二仏の一つとして仁王会に懸けられた卒塔婆と考えるのが自然であろう。

さらに、港跡からは文頭に「敬」の文字を記す木札が出土しており、巻数板の可能性も考えられることから、12世紀終わりから13世紀にかけて、中世塩津集落では正月の修正会に伴う仁王経転読会祭祀をしていた可能性がある。そうすると、金沢市堅田B遺跡の13世紀中頃の巻数板よりも古い最古の巻数板の出土例となる。

一方、卒塔婆が『春日権現験記絵』にあるような水辺での祈りに使われた可能性もある。やがて役割の終わった塔婆は、神社の堀に納められた。堀から出土した木札は500点近くあり、その多くは起請文木札で五大力の卒塔婆は2点である。起請文木札と卒塔婆の関係は明確ではない。鈴木氏は五大力菩薩の卒塔婆が近世では物資の運搬の安全祈願札として機能していたとして、塩津起請文が物資の運搬に関する内容であることから、塩津港遺跡出土の卒塔婆も平安時代末からその機能を有していたと推定したが、それを積極的に肯定する根拠は乏しい。

4. おわりに

塩津起請文は多くの特徴を持っている。①木札の文字はほとんどが風蝕による浮き文字であることから長期間屋外に掲示されていた事。②木札は神社を取り囲む堀に廃棄され、その多くが刀傷を受けている事。③木札に書かれた起請文の出土例は初めてである事。④これまで最古の起請文といわれてきた「久安4年(1148)三春是行起請文」（『平安遺文』2644）より11年も古い年号を記す「保延3年(1137)7月29日草部行元起請文」の木札が存在する事。⑤起請文の書式は簡頭句、事書、神文、誓文、罰文の一定の形式で書かれ、200字前後の長文で記され、読みやすくするために段落を区切って記している事。⑥誓文の内容から発見された港跡の最盛期とほぼ同時期の木札で、物資の運搬に関する内容が中心を占める事などである。こうした塩津起請文の特徴はこれまでの文書史料に見られない独特の特徴があり、起請文研究に多大な影響を与えることとなろう。塩津起請文の多くは琵琶湖の水運を利用した運送業者が物資の安全運搬を祈願した内容である。物資の流れは北陸～塩津～京が主流であるが、それとは逆に京～塩津～北陸への物資の流通もあった。塩津起請文は物資の運送に関わる内容だけでなく、うわさを立てられた、男に誘拐されそうに

なるなどの日常生活に関わる起請文もあり、辻でのひったくりなど塩津の街の賑わいも読み取れる。

また、卒塔婆の出土は多くが神社の堀からであり、当時の神社の神仏習合の様相をよく現している。神社の境内で卒塔婆を使った祭祀が行われた痕跡は不明であるが、周辺集落で行われた巻数板掲示に伴う卒塔婆や水辺の祭祀に使われた卒塔婆が、神社の堀に納められた（廃棄された）と思われる。

塩津港遺跡出土の木簡は中世成立期の在地民衆の精神構造と信仰精神を読み取れる貴重な史料である。

註

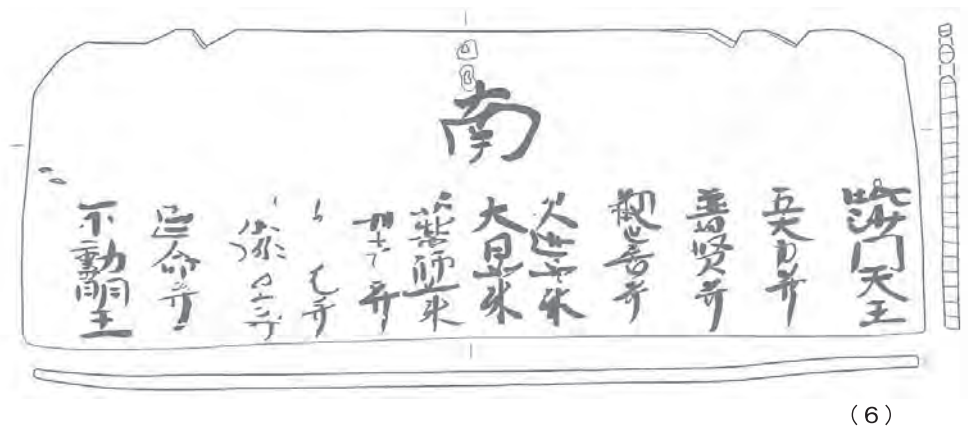
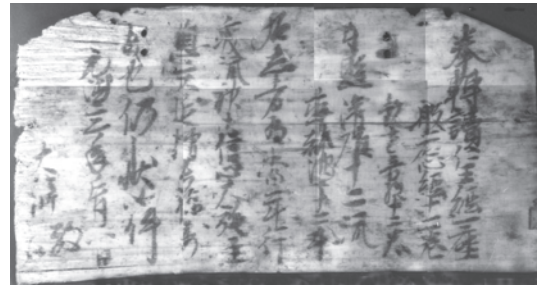
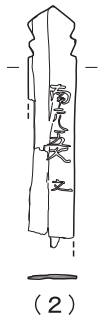
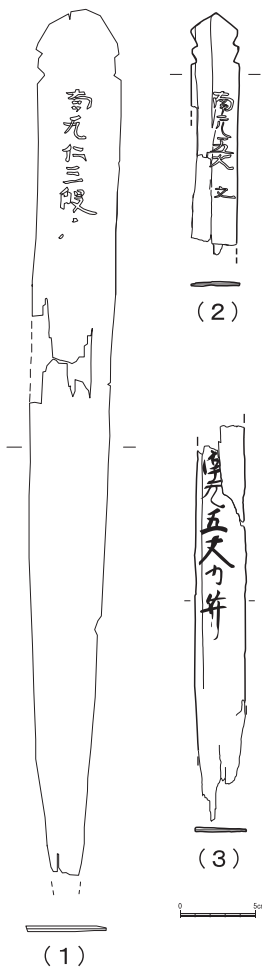
(1)本文中の木簡の釈文で□は文字が判読できないもの、()は文字を推測して読んだものである。

(2)本文中の「无」は「無」の「ササ」は「菩薩」の異体字を表わしている。

文献

- 金沢市埋蔵文化財センター（2004）『堅田B遺跡Ⅱ』
 公益財団法人滋賀県文化財保護協会記者発表資料(2013)「平成24年度塩津港遺跡の発掘調査成果について」（本文引用では協会と省略する、以下同じ）
 公益財団法人滋賀県文化財保護協会記者発表資料(2014)「松原内湖遺跡から出土した鎌倉時代末期の巻数板について」
 小島孝修（2015）「松原内湖遺跡」『木簡研究第』37号木簡学会
 酒井紀美(1997)『中世のうわさ』、同（1999）『日本中世の在地社会』吉川弘文館
 滋賀県立安土城考古博物館(2019)「塩津港遺跡発掘調査成果展-古代の神社と祭祀を中心に-」『第60回企画展図録』
 滋賀県教育委員会・公益財団法人滋賀県文化財保護協会(2019)A『塩津港遺跡1』（大川総合流域防災事業に伴う発掘調査報告書本文引用では県・協会と省略する）
 滋賀県教育委員会・公益財団法人滋賀県文化財保護協会(2019)B『賀田山遺跡』（県営かんがい排水事業関連発掘調査報告書20）
 鈴木景二（2017）「中近世の輸送と呪符」第39回木簡学会研究集会資料
 西村泰郎（2013）『勧請縄一個性豊かな村境の魔除けー』サンライズ出版2013
 濱修（2011）「塩津起請文木札と勧請された神仏」『紀要』24公益財団法人滋賀県文化財保護協会
 濱修（2014）「皇后宮木簡と起請文祭祀」『紀要』27公益財団法人滋賀県文化財保護協会
 広島県草戸千軒町遺跡調査研究所（1982）『草戸千軒一木簡1ー』
 保立道久（1998）『物語の中世』東京大学出版会、同（2010）『中世の女の一生』洋泉社

（はま おさむ : 調査課 嘱託）



- (1) 塩津港遺跡出土卒塔婆 (略図)
- (2) 塩津港遺跡出土卒塔婆 (略図)
- (3) 塩津港遺跡出土卒塔婆
- (4) 塩津港遺跡出土木札 (略図)
- (5) 松原内湖遺跡卷数板
- (6) 賀田山遺跡勧請板

図1 滋賀県出土の卒塔婆・卷数板・勧請板

ANNUAL BULLETIN
of
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritage
Vol.33 2020.3

私たちは文化財をととして
ゆたかな滋賀づくりに貢献します。



公益財団法人滋賀県文化財保護協会
Shiga Prefectural Association for Cultural Heritages